4・5　（略）			
6　ヨーネ病の疑似患畜については、細菌検査（分離培養）又はリアルタイムＰＣＲ法による検査を実施すること。	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第三項並びに第三条の八第一項の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月五日

経済産業大臣　齋藤　健

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

4・5　（略）			
6　ヨーネ病の疑似患畜については、細菌検査（分離培養）又はリアルタイムＰＣＲ法による検査（めん羊若しくは山羊にあつては、細菌検査（分離培養）、リアルタイムＰＣＲ法による検査、初回検査の九十日後のヨーニン検査及び補体結合反応検査又は初回検査後二週間隔で三回以上の補体結合反応検査）を実施すること。	（略）	（略）	（略）

改正後	改正前
（法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件）	［新設］
第四条の二　法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当すること（法人の設立後最初の事業年度（以下この条において「設立事業年度」という。）の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合にあつては第一号から第三号までを、設立事業年度の次の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合（設立事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合を除く。）にあつては第三号をそれぞれ除く。）とする。	
一　当該中小企業者が、信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日（以下「申込日」という。）以前二年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が二年間に満たない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書その他の財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類（第四号イにおいて「貸借対照表等」という。）を当該金融機関の求めに応じて提出していること。	